



2025 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 高速
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 赫 裕 規
(コード番号 7504 東証プライム)
問 合 せ 先 責任者 取締役常務執行役員
社長室室長 三 田 村 崇
(電話 022-259-1611)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の改定について、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由

当社は、2023 年 6 月 26 日開催の第 60 回定時株主総会において、「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認いただき(以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」といいます。)、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対し、株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

今般、報酬制度について、これまで以上に株主価値との連動性を強化することにより、持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、当初決議の内容を下記のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額及び本制度により割り当てる当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

2. 改定の内容

改定の内容は以下のとおりです。以下の改定内容以外に、当初決議の内容に変更はありません。

(1) 本制度に係る株式総数の上限

現行	改定後
年 5,000 株以内	年 40,000 株以内

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の上限

現行	改定後
年額 20 百万円以内	年額 160 百万円以内

以 上